

令和7年3月

播磨町議会定例会議案

議案第 3 号

工事請負契約締結の件

令和7年1月29日付けで入札に付した播磨町立小中学校屋内運動場空調設備整備工事について、下記により工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 播磨町立小中学校屋内運動場空調設備整備工事
- 2 契約の方法 郵便応募型条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥532,708,000.－
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥48,428,000.－)
- 4 契約の相手方 兵庫県加古郡播磨町北本荘3丁目4番14号
播磨設備株式会社
代表取締役 山口 智裕

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯 謙 作

議案第 4 号

播磨町人権尊重のまちづくり条例制定の件

播磨町人権尊重のまちづくり条例を次のとおり制定する。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町人権尊重のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第11条）

第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実

第1節 相談体制（第12条）

第2節 不当な差別的取扱いに係る紛争の解決を図る体制（第13条―第18条）

第3章 声明（第19条）

第4章 人権委員会（第20条―第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、基本的人権の享有が保障されなければならない。基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念を貫く人類普遍の原理である。

播磨町においては、平成元年4月に人権尊重を基調とした「共に生きよう ふれあいのまち」宣言を行い、その精神を踏まえ、各種取組を展開してきた。

しかしながら、社会においては依然として人権侵害及び差別が存在している。また、時代の変化に伴い、インターネットを利用した誹謗中傷、性的少数者等への不当な差別、感染症への偏見その他新たな人権問題が生じている。

このような課題を解決し、人権が尊重される社会を実現するためには、一人一人の個性を認め合い、差別を無くす強い意志を持ち、行動を起こすことが必要である。

よって、私たち播磨町は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下で、「あらゆる人権侵害を許さない」と改めて宣言するとともに、誰もがぬくもりを感じ、心が通い合うまちづくりを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、播磨町（以下「町」という。）、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住し、若しくは通勤する者又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 関係団体 町内の人権に係る協議会、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。
- (4) 関係機関 国、兵庫県、法務局、警察署、他の地方公共団体等をいう。
- (5) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向（性的指向及びジェ

ンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。））、ジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。））、障害、疾病、出身その他の属性（以下「人種等の属性」という。）を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、若しくは行使することを妨げ、又は害する目的若しくは効果を有するものをいう。

(6) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を受け入れないこと、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別的取扱いによるものをいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、誰もが一人一人異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(表現の自由等への配慮)

第5条 この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(町の責務)

第6条 町は、第3条に定める基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を推進しなければならない。

2 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、人権尊重の視点をもって取り組まなければならない。

(町民等、事業者及び関係団体の責務)

第7条 町民等、事業者及び関係団体は、町が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(推進計画)

第8条 町長は、人権施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、推進計画にのっとり、人権施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。この場合において、第10条第1項に規定する調査等の結果を踏まえるものとする。

3 町長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ播磨町人権委員会（以下「人権委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 町長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第9条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、町民等及び事業者に対し人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する

人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 町は、町民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うものとする。

(調査及び情報の収集)

第10条 町長は、人権施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

2 町長は、前項の調査を行ったときは、その結果を公表するものとする。ただし、町長が公表することが適当でないとき、この限りでない。

(多様な主体と連携した取組)

第11条 町は、人権尊重のまちづくりの推進に向けた町民等の意識の醸成を図るとともに、効果的な人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に関する相談及び支援が実施できるよう、関係機関、町民等、事業者、関係団体その他多様な主体と連携するよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実

第1節 相談体制

(相談業務)

第12条 町は、不当な差別的取扱いを受けた者、その家族その他の関係者からの不当な差別的取扱いに関する相談(以下「相談」という。)に応じなければならない。

2 町は、相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 関係機関と必要に応じて連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。

(2) 必要に応じて関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 相談に応ずる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 町は、第2項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談に応ずる者に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。

第2節 不当な差別的取扱いに係る紛争の解決を図る体制

(申立て)

第13条 町民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争(以下「差別事案」という。)について、町長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 町民等の家族その他の関係者は、当該町民等が不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該差別事案について、当該町民等に代わって、町長に対し当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

3 前項の申立ては、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者の意思に反してすることができない。

4 第1項及び第2項の申立て(以下「申立て」という。)は、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するもの
 - (2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のもの
 - (3) 法令（民事調停法（昭和26年法律第222号）を除く。）に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するもの
 - (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するもの
 - (5) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過したもの
 - (6) 現に犯罪の捜査の対象となっているもの
 - (7) 差別事案に係る相手方（以下「相手方」という。）が不明であるもの
 - (8) 町の区域外で生じたもの。ただし、差別事案がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法により行われた場合であって、相手方が町民等又は事業者であるときは、町の区域内で生じたものとみなす。
- （助言及びあっせん）

第14条 町長は、申立てがあったときは、当該申立てをした者（前条第2項の場合における不当な差別的取扱いを受けたと思料される者を含む。以下「申立人」という。）、相手方その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。

- 2 町長は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 3 町長は、助言若しくはあっせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に係る町の機関（町長を除く。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 町長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ人権委員会の意見を聴くものとする。ただし、第2項に規定する調査の結果等から人権委員会に意見を聴く必要がないと町長が認めるときは、この限りでない。
- 5 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が町であるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、町長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ人権委員会の意見を聴くものとする。
- 6 町長は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

（あっせんに関する勧告）

第15条 町長は、前条第1項のあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんの内容に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（意見の聴取）

第16条 町長は、前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表)

第17条 町長は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、第14条第1項の助言若しくはあっせん又は第15条の規定による勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

(差別事案に係る調査)

第18条 人権委員会は、第14条第4項又は第5項の規定により意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で前項の調査を行わせることができる。

第3章 声明

(声明)

第19条 町長は、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生した場合において、必要があると認めるときは、町民等及び事業者への不当な差別意識の広がりを抑えるため、声明を発出することができる。

2 町長は、前項の規定により声明を発出しようとするときは、あらかじめ人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、かつ、その意見を聴く時間的余裕がない場合は、この限りでない。

3 人権委員会は、前項本文の規定により意見を聴かれたときは、町長が定めた期間内に町長に答申するものとする。

4 町長は、第2項ただし書の規定により、人権委員会に意見を聴かずに第1項の規定により声明を発出したときは、当該声明を発出した後、人権委員会にその旨を報告しなければならない。

5 人権委員会は、第2項本文の規定により意見を聴かれた場合において、その調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に意見を述べる機会を与えることができる。

第4章 人権委員会

(設置)

第20条 町長は、次の事項を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、人権委員会を置く。

(1) 第8条第3項の規定による諮問に応じて調査審議すること。

(2) 第14条第4項及び第5項において、調査審議し、その結果を答申すること。

(3) 前条第4項の規定により町長から報告を受けること。

(4) 前2号に掲げるもののほか、第2章に規定する不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実に関する事項及び前章に規定する声明に関する事項について、町長から意見

を聴かれた場合において、調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。

(組織)

第21条 人権委員会は、委員4人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、人権委員会に、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第22条 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

4 委員の再任は妨げないものとする。

(守秘義務)

第23条 人権委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、人権委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表播磨町いじめ問題調査委員会の項の次に次のように加える。

人権委員会	委員長	〃	15,000
	委員	〃	10,000

議案第 5 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の
件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定
する。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(播磨町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第26条の2第3号及び第4号並びに第26条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(播磨町消防団条例の一部改正)

第2条 播磨町消防団条例(昭和51年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(播磨町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 播磨町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪についてされた起訴及び逮捕は、第1条の規定による改正後の播磨町職員の給与に関する条例第26条の3第1項各号及び第3項第3号の規定の適用に

については、それぞれ拘禁刑が定められている罪についてされた起訴及び逮捕とみなす。

議案第 6 号

播磨町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

播磨町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。

議案第 7 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 8 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表学校医（内科）の項報酬の額（円）の欄中「220,000」を「223,000」に、「484」を「489」に改め、同表学校医（眼科）の項報酬の額（円）の欄中「174,000」を「176,000」に、「484」を「489」に改め、同表学校医（耳鼻咽喉科）の項報酬の額（円）の欄中「174,000」を「176,000」に、「484」を「489」に改め、同表学校歯科医の項報酬の額（円）の欄中「174,000」を「176,000」に、「484」を「489」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(播磨町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号」を「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1項第3号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第24条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項第1号中「5,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「6,000円」に改める。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75を、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100

25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	

49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500

73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			

	97	300,300	349,800			
	98	300,600	350,200			
	99	301,000	350,600			
	100	301,400	351,000			
	101	301,600	351,500			
	102	301,900	351,900			
	103	302,200	352,300			
	104	302,500	352,700			
	105	302,700	353,200			
	106	303,000	353,600			
	107	303,300	353,900			
	108	303,600	354,200			
	109	303,800	354,700			
	110	304,200				
	111	304,600				
	112	304,900				
	113	305,100				
	114	305,300				
	115	305,600				
	116	306,000				
	117	306,200				
	118	306,400				
	119	306,700				
	120	307,000				

	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第10条第1項中「、第24条及び第27条」を「及び24条」に改め、同条第2項中「並びに第26条第2項」を「、第26条第2項並びに第27条第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100の170」とし、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第27条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び地域手当」に改める。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第20条の2第2項中「、第13条及び第15条」を「及び13条」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

(播磨町定年延長に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第4条 播磨町定年延長に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において播磨町職員の給与に関する条例に規定する給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の播磨町職員の給与に関する条例第14条の規定の適用については、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係)

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1

7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28

45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	

83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 10 号

播磨町立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

播磨町立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

播磨町立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 播磨町立播磨町駅西側自転車駐車場の項を削る。

別表第2に次のように加える。

播磨町立播磨町駅西側自転車駐車場	加古郡播磨町宮北1丁目97番13	自転車
------------------	------------------	-----

別表第3 播磨町立播磨町駅西側自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

播磨町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

播磨町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
 条例

播磨町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の播磨町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 12 号

令和6年度播磨町一般会計補正予算（第9号）

令和6年度播磨町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,598万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億6,683万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		5,618,507	2,850	5,621,357
	1 町民税	2,064,910	2,850	2,067,760
2 地方譲与税		109,689	△ 989	108,700
	1 地方揮発油譲与税	17,952	△ 1,504	16,448
	2 自動車重量譲与税	53,897	515	54,412
3 利子割交付金		2,620	880	3,500
	1 利子割交付金	2,620	880	3,500
4 配当割交付金		40,310	5,470	45,780
	1 配当割交付金	40,310	5,470	45,780
5 株式等譲渡所得割交付金		47,940	25,130	73,070
	1 株式等譲渡所得割交付金	47,940	25,130	73,070
6 法人事業税交付金		66,150	5,570	71,720
	1 法人事業税交付金	66,150	5,570	71,720
7 地方消費税交付金		771,952	32,406	804,358
	1 地方消費税交付金	771,952	32,406	804,358
8 環境性能割交付金		16,277	△ 95	16,182
	1 環境性能割交付金	16,277	△ 95	16,182
10 地方交付税		1,361,997	166,396	1,528,393
	1 地方交付税	1,361,997	166,396	1,528,393
12 分担金及び負担金		34,827	△ 1,376	33,451
	2 負担金	34,827	△ 1,376	33,451
13 使用料及び手数料		85,448	7,057	92,505
	1 使用料	49,341	5,019	54,360
	2 手数料	36,107	2,038	38,145
14 国庫支出金		2,595,570	3,781	2,599,351
	1 国庫負担金	1,546,466	38,960	1,585,426
	2 国庫補助金	1,041,773	△ 35,201	1,006,572
	3 委託金	7,331	22	7,353

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,087,459	△ 1,850	1,085,609
	1 県負担金	760,676	18,498	779,174
	2 県補助金	236,267	△ 21,537	214,730
	3 委託金	90,516	1,189	91,705
16 財産収入		62,714	6,331	69,045
	1 財産運用収入	61,711	3,603	65,314
	2 財産売払収入	1,003	2,728	3,731
17 寄附金		4,959	100	5,059
	1 寄附金	4,959	100	5,059
18 繰入金		1,678,233	△ 419,394	1,258,839
	1 基金繰入金	1,678,232	△ 419,794	1,258,438
	2 財産区繰入金	1	400	401
20 諸収入		371,971	△ 14,783	357,188
	1 延滞金加算金及び過料	12,920	△ 2,240	10,680
	3 貸付金元利収入	6,292	500	6,792
	5 雑入	344,383	△ 13,043	331,340
21 町債		1,572,246	348,500	1,920,746
	1 町債	1,572,246	348,500	1,920,746
歳 入 合 計		15,800,846	165,984	15,966,830

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		134,030	△ 6,000	128,030
	1 議会費	134,030	△ 6,000	128,030
2 総務費		1,926,117	△ 73,336	1,852,781
	1 総務管理費	1,615,439	△ 64,332	1,551,107
	3 戸籍住民基本台帳費	131,473	△ 8,993	122,480
	5 統計調査費	675	△ 11	664
3 民生費		5,833,098	27,355	5,860,453
	1 社会福祉費	3,562,857	△ 82,103	3,480,754
	2 児童福祉費	2,270,040	109,458	2,379,498

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		965,222	△ 61,126	904,096
	1 保健衛生費	554,355	△ 51,418	502,937
	2 清掃費	410,867	△ 9,708	401,159
6 農林水産業費		223,463	△ 13,645	209,818
	1 農業費	159,319	△ 13,645	145,674
	2 水産業費	64,144	0	64,144
7 商工費		64,682	△ 3,800	60,882
	1 商工費	64,682	△ 3,800	60,882
8 土木費		1,200,046	△ 38,439	1,161,607
	1 土木管理費	114,068	△ 8,565	105,503
	2 道路橋りょう費	227,157	△ 27,200	199,957
	4 都市計画費	839,390	△ 2,693	836,697
	5 住宅費	4,675	19	4,694
9 消防費		526,856	15,783	542,639
	1 消防費	526,856	15,783	542,639
10 教育費		3,885,778	317,860	4,203,638
	1 教育総務費	499,200	△ 8,800	490,400
	2 小学校費	826,518	△ 36,400	790,118
	3 中学校費	378,460	414,658	793,118
	4 幼稚園費	505,975	△ 12,300	493,675
	5 社会教育費	1,148,160	△ 5,800	1,142,360
	6 保健体育費	527,465	△ 33,498	493,967
12 公債費		991,958	1,332	993,290
	1 公債費	991,958	1,332	993,290
歳出	合計	15,800,846	165,984	15,966,830

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	電子自治体推進事業	836
6 農林水産業費	1 農業費	大池改修事業	73,217
	2 水産業費	漁港管理事業	34,900
8 土木費	1 土木管理費	公共用地等取得事業	3,823
	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業	12,000
		道路新設改良事業	7,000
	4 都市計画費	都市計画変更業務委託事業	12,419
		土山駅北地区まちづくり事業	15,620
9 消防費	1 消防費	災害対策活動事業	26,106
10 教育費	3 中学校費	播磨南中学校西校舎大規模改造事業	419,824

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
学童保育事業 (利用児童数増・最低賃金増対応分)	令和6年度 ～ 令和8年度	9, 7 6 1

廃 止

事 項	期 間	限度額	備 考
都市計画変更業務委託事業	令和7年度	千円 1 3, 2 5 5	令和6年度に予算措置するため

第4表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
中学校事業 播磨南中学校西校舎 大規模改造事業債	千円 2 7 4, 3 0 0	証書借入 又は 証券発行	5. 0%以内 とする。 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しが行われ た場合において は、当該見直し 後の利率とす る。	据置期間5 年を含み償還 期限を25年 以内とし、その 他は借入先の 融資条件によ る。 ただし、町財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、又は繰 上償還若しく は低利に借り 換えることが できる。
社会教育事業 地域の魅力発信拠点 整備事業債	6 4 6, 2 0 0			

変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
防犯対策事業 見守りカメラ 設置事業債	千円 89,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

起債の目的	補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
防犯対策事業 見守りカメラ 設置事業債	千円 48,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育事業 東部コミュニティセンター整備事業債	千円 531,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

議案第 13 号

令和6年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,591万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		519,346	10,000	529,346
	1 国民健康保険税	519,346	10,000	529,346
6 県支出金		2,651,033	2,928	2,653,961
	3 県負担金・補助金	2,651,033	2,928	2,653,961
9 財産収入		2,120	209	2,329
	1 財産運用収入	2,120	209	2,329
10 繰入金		404,711	△ 19,554	385,157
	1 繰入金	404,711	△ 19,554	385,157
12 諸収入		13,538	3,981	17,519
	2 雑入	1,072	3,981	5,053
歳入	合計	3,638,355	△ 2,436	3,635,919

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		50,663	△ 1,100	49,563
	1 総務管理費	45,204	△ 1,100	44,104
2 保険給付費		2,573,570	△ 3,500	2,570,070
	5 出産育児諸費	12,506	△ 3,500	9,006
8 保健事業費		39,244	△ 3,600	35,644
	1 保健事業費	12,703	△ 600	12,103
	2 特定健康診査等事業費	22,930	△ 2,000	20,930
	3 人間ドック健康診査事業費	3,611	△ 1,000	2,611
9 基金積立金		49,728	209	49,937
	1 基金積立金	49,728	209	49,937
10 諸支出金		17,810	5,555	23,365
	1 諸支出金	17,810	5,555	23,365
歳出	合計	3,638,355	△ 2,436	3,635,919

議案第 14 号

令和6年度播磨町財産区特別会計補正予算（第2号）

令和6年度播磨町の財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,369万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 二子村財産区財産収入		303,726	2,309	306,035
	1 財産売払収入	1	2,309	2,310
歳入合計		1,271,386	2,309	1,273,695

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 二子村財産区費		303,726	2,309	306,035
	1 諸支出金	303,726	2,309	306,035
歳出合計		1,271,386	2,309	1,273,695

議案第 15 号

令和6年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,128万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億845万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		470	△ 50	420
	1 負担金	470	△ 50	420
4 国庫支出金		659,259	8,990	668,249
	1 国庫負担金	515,537	△ 5,707	509,830
	2 国庫補助金	143,722	14,697	158,419
5 支払基金交付金		792,262	△ 10,432	781,830
	1 支払基金交付金	792,262	△ 10,432	781,830
6 県支出金		421,437	△ 5,435	416,002
	1 県負担金	396,717	△ 4,552	392,165
	2 県補助金	24,720	△ 883	23,837
7 財産収入		712	22	734
	1 財産運用収入	712	22	734
8 繰入金		576,071	△ 37,233	538,838
	1 一般会計繰入金	481,270	△ 6,251	475,019
	2 基金繰入金	94,801	△ 30,982	63,819
10 諸収入		5	2,852	2,857
	3 雑入	3	2,852	2,855
歳入	合計	3,149,737	△ 41,286	3,108,451

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		74,404	△ 2,617	71,787
	1 総務管理費	55,184	△ 1,300	53,884
	2 徴収費	3,209	5	3,214
	3 介護認定審査会費	16,011	△ 1,322	14,689
2 保険給付費		2,806,940	△ 31,571	2,775,369
	1 介護サービス等諸費	2,517,961	△ 17,371	2,500,590
	2 介護予防サービス等諸費	153,510	△ 11,400	142,110
	4 高額介護サービス等費	67,604	3,500	71,104
	5 特定入所者介護サービス等費	53,534	△ 6,300	47,234
4 地域支援事業費		169,174	△ 7,120	162,054
	1 一般介護予防事業費	5,627	0	5,627
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	109,327	△ 7,120	102,207
5 基金積立金		13,839	22	13,861
	1 基金積立金	13,839	22	13,861
歳 出	合 計	3,149,737	△ 41,286	3,108,451

議案第 16 号

令和6年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,449万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億594万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		450,579	24,460	475,039
	1 後期高齢者医療保険料	450,579	24,460	475,039
2 繰入金		113,603	38	113,641
	1 一般会計繰入金	113,603	38	113,641
歳入合計		581,451	24,498	605,949

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		576,509	24,498	601,007
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	576,509	24,498	601,007
歳出合計		581,451	24,498	605,949

議案第 17 号

令和6年度播磨町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度播磨町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	676,296	△15,700	660,596
第1項 営業費用	653,983	△15,100	638,883
第2項 営業外費用	11,813	△600	11,213

第3条 予算第4条本文括弧中「101,445千円」を「281,245千円」に改め、「31,168千円」を「16,768千円」に改め、次に「減債積立金45,898千円」及び「建設改良積立金148,302千円」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	559,278	△338,200	221,078
第1項 企業債	468,200	△308,200	160,000
第2項 負担金	91,078	△30,000	61,078

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	660,723	△158,400	502,323
第1項 建設改良費	417,502	△158,400	259,102

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	千円 468,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 とする。	据置期間5年を含み償還期限を40年以内とし、その他は借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

補正後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	千円 160,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 18 号

令和6年度播磨町下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度播磨町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	922,465	△36,200	886,265
第1項 営業費用	834,632	△19,500	815,132
第2項 営業外費用	66,826	△6,800	60,026
第3項 特別損失	11,007	△9,900	1,107

第3条 予算第4条本文括弧中「291,881千円」を「296,881千円」に改め、「68,431千円」を「64,595千円」に改め、次に「減債積立金65,899千円」を加え、「167,015千円」を「109,952千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1,001,779	△93,500	908,279
第1項 企業債	583,900	△93,500	490,400

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,293,660	△88,500	1,205,160
第1項 建設改良費	829,314	△88,500	740,814

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道事業	千円 547,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。	据置期間5年を含み償還期限を40年以内とし、その他は借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

補正後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道事業	千円 453,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 19 号

令和7年度播磨町一般会計予算

令和7年度播磨町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ142億815万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員分に限る。）、給料、職員手当、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤手当相当分に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		5,894,280
	1 町民税	2,348,175
	2 固定資産税	2,782,605
	3 軽自動車税	88,300
	4 町たばこ税	170,200
	5 都市計画税	505,000
2 地方譲与税		114,872
	1 地方揮発油譲与税	19,613
	2 自動車重量譲与税	59,131
	3 特別とん譲与税	32,000
	4 森林環境譲与税	4,128
3 利子割交付金		8,320
	1 利子割交付金	8,320
4 配当割交付金		45,780
	1 配当割交付金	45,780
5 株式等譲渡所得割交付金		73,070
	1 株式等譲渡所得割交付金	73,070
6 法人事業税交付金		70,290
	1 法人事業税交付金	70,290
7 地方消費税交付金		844,731
	1 地方消費税交付金	844,731
8 環境性能割交付金		18,891
	1 環境性能割交付金	18,891
9 地方特例交付金		68,572
	1 地方特例交付金	68,572
10 地方交付税		1,670,100
	1 地方交付税	1,670,100

(単位：千円)

款	項	金額
11 交通安全対策特別交付金		4,232
	1 交通安全対策特別交付金	4,232
12 分担金及び負担金		1,881
	2 負担金	1,881
13 使用料及び手数料		94,052
	1 使用料	56,930
	2 手数料	37,122
14 国庫支出金		2,289,594
	1 国庫負担金	1,790,891
	2 国庫補助金	491,483
	3 委託金	7,220
15 県支出金		1,100,257
	1 県負担金	776,522
	2 県補助金	229,993
	3 委託金	93,742
16 財産収入		72,090
	1 財産運用収入	71,087
	2 財産売払収入	1,003
17 寄附金		5,106
	1 寄附金	5,106
18 繰入金		1,084,322
	1 基金繰入金	1,082,153
	2 財産区繰入金	2,169
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		487,413
	1 延滞金加算金及び過料	11,000

(単位：千円)

款	項	金額
	2 町預金利子	7
	3 貸付金元利収入	5,792
	4 受託事業収入	8,868
	5 雑入	461,746
21 町債		260,300
	1 町債	260,300
歳入合計		14,208,154

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		126,243
	1 議会費	126,243
2 総務費		1,801,176
	1 総務管理費	1,459,251
	2 徴税費	165,914
	3 戸籍住民基本台帳費	135,140
	4 選挙費	24,895
	5 統計調査費	14,775
	6 監査委員費	1,201
3 民生費		5,818,425
	1 社会福祉費	2,945,495
	2 児童福祉費	2,872,730
	3 災害救助費	200
4 衛生費		923,375
	1 保健衛生費	500,278
	2 清掃費	423,097
5 労働費		20,086
	1 労働諸費	20,086
6 農林水産業費		213,926
	1 農業費	195,167
	2 水産業費	18,759
7 商工費		51,731
	1 商工費	51,731
8 土木費		1,335,544
	1 土木管理費	216,892
	2 道路橋りょう費	206,418
	3 河川費	14,725

(単位：千円)

款	項	金額
	4 都市計画費	893,366
	5 住宅費	4,143
9 消防費		535,548
	1 消防費	535,548
10 教育費		2,264,605
	1 教育総務費	538,880
	2 小学校費	264,239
	3 中学校費	145,601
	4 幼稚園費	289,955
	5 社会教育費	452,480
	6 保健体育費	573,450
12 公債費		1,087,495
	1 公債費	1,087,495
14 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		14,208,154

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集車購入事業	19,572

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額(千円)
電子自治体推進事業(子ども・子育て支援法等改正に伴う対応)	令和7年度 ～ 令和8年度	23,119
電子自治体推進事業(eL-QR 公金会計収納対応に伴う対応)	令和7年度 ～ 令和8年度	4,620
外国人英語指導助手派遣委託料	令和7年度 ～ 令和10年度	95,784
学校情報化推進事業	令和7年度 ～ 令和12年度	424,650
調理等業務委託料(蓮池小学校分)	令和7年度 ～ 令和12年度	214,590
調理配送等業務委託料(播磨幼稚園及び蓮池幼稚園分)	令和7年度 ～ 令和10年度	103,905

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防事業 災害対策活動事業債	千円 7,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合には、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
農業事業 大池改修事業債	83,600			
道路橋りょう事業 道路改修事業債	23,100			
都市計画事業 都市公園改修事業債	27,000			
幼稚園事業 幼稚園給食配膳室整備事業債	106,600			
保健体育事業 総合体育館大体育室空調設備整備事業債	12,100			

議案第 20 号

令和7年度播磨町国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億2,076万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		501,428
	1 国民健康保険税	501,428
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
6 県支出金		2,565,393
	3 県負担金・補助金	2,565,393
9 財産収入		3,097
	1 財産運用収入	3,097
10 繰入金		338,476
	1 繰入金	338,476
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		12,369
	1 延滞金加算金及び過料	11,259
	2 雑入	1,110
歳入合計		3,420,765

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		35,671
	1 総務管理費	29,065
	2 徴税费	6,179
	3 国民健康保険団体連合会負担金	261
	4 運営協議会費	166
2 保険給付費		2,486,114
	1 療養諸費	2,144,782
	2 高額療養費	329,056
	4 葬祭費	2,250
	5 出産育児諸費	10,005
	6 移送費	1
	7 結核医療諸費	20
8 保健事業費		37,844
	1 保健事業費	13,158
	2 特定健康診査等事業費	21,675
	3 人間ドック健康診査事業費	3,011
9 基金積立金		3,098
	1 基金積立金	3,098
10 諸支出金		3,404
	1 諸支出金	3,404
11 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
13 国民健康保険事業費納付金		853,634
	1 医療給付費分	596,049
	2 後期高齢者支援金等分	191,539
	3 介護納付金分	66,046
歳 出 合 計		3,420,765

議案第 21 号

令和7年度播磨町財産区特別会計予算

令和7年度播磨町の財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,095万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 本荘村財産区財産収入		64,873
	1 財産売払収入	10,842
	2 繰越金	53,824
	3 諸収入	207
2 古宮村財産区財産収入		693,059
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	690,428
	3 諸収入	2,630
3 二子村財産区財産収入		299,546
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	298,388
	3 諸収入	1,157
4 野添村財産区財産収入		102,138
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	101,737
	3 諸収入	400
5 大中村財産区財産収入		77,372
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	77,069
	3 諸収入	302
6 古田村財産区財産収入		1,278
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	1,272
	3 諸収入	5
7 宮西村財産区財産収入		22,691
	1 財産売払収入	1
	2 繰越金	22,603

(単位：千円)

款	項	金額
	3 諸収入	87
歳入合計		1,260,957

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 本荘村財産区費		64,873
	1 諸支出金	64,873
2 古宮村財産区費		693,059
	1 諸支出金	693,059
3 二子村財産区費		299,546
	1 諸支出金	299,546
4 野添村財産区費		102,138
	1 諸支出金	102,138
5 大中村財産区費		77,372
	1 諸支出金	77,372
6 古田村財産区費		1,278
	1 諸支出金	1,278
7 宮西村財産区費		22,691
	1 諸支出金	22,691
歳 出 合 計		1,260,957

議案第 22 号

令和7年度播磨町介護保険事業特別会計予算

令和7年度播磨町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億4,381万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		638,186
	1 介護保険料	638,186
2 分担金及び負担金		374
	1 負担金	374
3 使用料及び手数料		20
	2 手数料	20
4 国庫支出金		696,128
	1 国庫負担金	545,863
	2 国庫補助金	150,265
5 支払基金交付金		833,206
	1 支払基金交付金	833,206
6 県支出金		444,561
	1 県負担金	420,130
	2 県補助金	24,431
7 財産収入		976
	1 財産運用収入	976
8 繰入金		630,360
	1 一般会計繰入金	529,911
	2 基金繰入金	100,449
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		6
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	3 雑入	4
歳入合計		3,243,818

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		102,092
	1 総務管理費	79,892
	2 徴収費	3,608
	3 介護認定審査会費	18,592
2 保険給付費		2,972,289
	1 介護サービス等諸費	2,669,026
	2 介護予防サービス等諸費	160,036
	3 その他諸費	2,810
	4 高額介護サービス等費	76,068
	5 特定入所者介護サービス等費	49,773
	6 高額医療合算介護サービス等費	14,576
4 地域支援事業費		167,159
	1 一般介護予防事業費	4,951
	2 包括的支援事業・任意事業費	53,111
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	108,735
	4 その他諸費	362
5 基金積立金		977
	1 基金積立金	977
7 諸支出金		301
	1 償還金及び還付加算金	301
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,243,818

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
介護保険事業計画等改定業務委託料	令和8年度	4, 1 8 0

議案第 23 号

令和7年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億168万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		482,330
	1 後期高齢者医療保険料	482,330
2 繰入金		118,936
	1 一般会計繰入金	118,936
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		413
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	412
歳入合計		601,680

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		6,097
	1 総務管理費	2,757
	2 徴収費	3,340
2 後期高齢者医療広域連合納付金		595,071
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	595,071
3 諸支出金		412
	1 償還金及び還付加算金	412
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		601,680

議案第 24 号

令和7年度播磨町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度播磨町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	17,170 栓
(2) 年間総給水量	3,425,420 m ³
(3) 1日平均給水量	9,385 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	732,316 千円
第1項 営業収益	604,524 千円
第2項 営業外収益	127,791 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	714,524 千円
第1項 営業費用	684,326 千円
第2項 営業外費用	19,698 千円
第3項 特別損失	500 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額303,617千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,823千円、過年度分損益勘定留保資金259,794千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	401,593 千円
第1項 企業債	309,800 千円
第2項 負担金	91,793 千円
第3項 固定資産売却代金	0 千円
第4項 投資有価証券償還金	0 千円

支 出

第1款 資本的支出	705,210 千円
第1項 建設改良費	556,810 千円
第2項 企業債償還金	148,400 千円
第3項 投資	0 千円

(継続債)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設改 良費	第2配水池配 水ポンプ更新 工事	140,000 千円	令和7年度	60,000 千円
				令和8年度	80,000 千円
		西野添～上野 添地区(D B)基幹管路 等布設替工事	626,660 千円	令和7年度	23,000 千円
				令和8年度	510,000 千円
				令和9年度	93,660 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水施設内面防水改修工事	令和8年度	78,000 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	309,800 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内と する。	据置期間5年を含 み償還期限を40 年以内とし、その 他は借入先の融資 条件による。 ただし、町財政の都 合により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 88,817千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、18,192千円と定める。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 25 号

令和7年度播磨町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度播磨町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	14,494戸
(2) 年 間 総 排 水 量	2,978,000m ³
(3) 1日平均排水量	8,159m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	971,258千円
第1項 営 業 収 益	461,142千円
第2項 営 業 外 収 益	510,116千円

支 出

第1款 下水道事業費用	940,350千円
第1項 営 業 費 用	837,844千円
第2項 営 業 外 費 用	68,445千円
第3項 特 別 損 失	24,061千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額321,170千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,878千円、過年度分損益勘定留保資金88,511千円、当年度分損益勘定留保資金149,781千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,111,948千円
第1項 企 業 債	710,300千円
第2項 負 担 金 等	1,289千円
第3項 出 資 金	93,558千円
第4項 補 助 金	306,801千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,433,118千円
第1項 建 設 改 良 費	972,754千円
第2項 企 業 債 償 還 金	460,364千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道事業	千円 659,300	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内と する。	据置期間5年を含み償還期限を40年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
2 流域下水道事業	千円 51,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

47,509千円

(他会計からの繰入金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け入れる金額は、445,827千円である。

令和7年3月4日提出

播磨町長 佐伯謙作

